

2026 年 9 月 4 日

三菱 UFJ e スマート証券株式会社

変更箇所は下線

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

新文書	旧文書	備考
第 2 6 条（課税未成年者口座取引である旨の明示）		
1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第 1 5 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。	1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第 1 5 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を <u>未成年者口座又は</u> 課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。	<u>削除</u>
第 2 8 条（非課税口座のみなし開設）		
1 <u>2 0 2 4 年から 2 0 2 7 年までの各年</u> （その年の 1 月 1 日においてお客様が 1 8 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。	1 <u>2 0 2 4 年以後の各年</u> （その年の 1 月 1 日においてお客様が 1 8 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。	<u>変更</u>
(2016 年 1 月) (2016 年 3 月) 改訂 (2016 年 6 月) 改訂	(2016 年 1 月) (2016 年 3 月) 改訂 (2016 年 6 月) 改訂	<u>変更</u>

新文書	旧文書	備考
(2017 年 9 月) 改訂 (2019 年 8 月) 改訂 (2019 年 12 月) 改訂 (2021 年 4 月) 改訂 (2022 年 12 月) 改訂 (2023 年 11 月) 改訂 (2025 年 2 月) 改訂 (2025 年 12 月) 改訂 <u>(2026 年 9 月) 改訂</u>	(2017 年 9 月) 改訂 (2019 年 8 月) 改訂 (2019 年 12 月) 改訂 (2021 年 4 月) 改訂 (2022 年 12 月) 改訂 (2023 年 11 月) 改訂 (2025 年 2 月) 改訂 (2025 年 12 月) 改訂	